

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 川崎市市内事業者エコ化支援補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）第14条に基づく中小規模事業者（以下「中小規模事業者」という。）への必要な支援として、中小規模事業者が実施する再生可能エネルギー設備の導入及び省エネルギー設備工事に対し、補助金を交付することにより、中小規模事業者における地球温暖化対策、省エネルギー対策及び節電対策を推進し、併せて振興育成を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 川崎市市内事業者エコ化支援補助金の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に該当する事業者とする。

- (1) 市内に事業所を有する中小規模事業者又は市内に事業所を新設する事業者であって、当該事業所設置後に、当該事業者が中小規模事業者に該当することを定量的に示すことができる事業者
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (3) 当該事業者の発行済株式総数又は出資総額の過半数を、当該事業者以外の企業が単独で有していない事業者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が行う別表に掲げる事業であって、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 市内の事業所で実施する事業
- (2) 事業実施による二酸化炭素排出量削減効果を定量的に把握できる事業
- (3) 補助対象経費の総額から寄付金その他の収入の額を控除した額が50万円以上である事業
- (4) 当該年度の2月15日までに完成する事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本工事費のうち次に掲げる直接工事費
 - ア 材料費（事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含む。）
 - イ 労務費（当該工事に直接必要な労務者に対する人件費をいう。）
 - ウ 直接経費（事業を行うために直接必要とする経費をいう。）

(2) 付帯工事費（本工事に付随する直接必要な工事に要する必要最低限の経費をいう。）
（補助金の額及び補助率）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額から寄付金その他の収入の額を控除した額に4分の1を乗じた額とする。ただし、算定した額が200万円を超えるときは、補助金の交付額は200万円とする。

2 前項の規定により算定した補助金の1万円未満の額は、切捨てるものとする。

3 市長は、予算の範囲内において、第1項に定めた補助率を減じることができる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 補助対象事業概要・計画書

(2) 事業概算書（見積書）

(3) 図面（工事に係る部分のみで可、工事内容の分かるもの）

(4) 二酸化炭素削減効果の算定資料

(5) 履歴事項全部証明書

(6) 役員等氏名一覧表

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書は、市長の指定する日までに提出しなければならない。

（計画変更、中止の届出）

第8条 申請者は、申請した事業について、その内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに川崎市市内事業者エコ化支援補助金変更（中止）申請書（第2号様式。以下「変更（中止）申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、完了届を提出する際に届け出ることによりこれに代えることができる。

(1) 整備する設備の種類に変更がない場合であって、二酸化炭素排出量削減効果の変更が10%以内である変更

(2) 整備する設備（二酸化炭素排出量の削減に寄与しない附帯設備を除く。）の主要な部分に変更がない場合であって、補助金額の変更が10%以内である変更

（交付の決定）

第9条 市長は、申請書の提出を受けた後、審査の上、適正であると認められるものに対し補助金を交付するもの（以下「交付決定者」という。）を決定する。

2 市長は所要の条件を付して、川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「決定通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付決定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、交付決定の審査にあつては、審査会に諮るものとする。

（補助対象事業の実施）

第10条 交付決定者は、交付決定の後に補助事業に着手しなければならない。

(交付の決定の変更)

第11条 市長は、第8条の変更(中止)申請書の提出を受けた後、第9条の例により補助金変更交付又は中止の決定を通知するものとする。ただし、整備する設備の種類に変更がない場合は、第9条第3項の規定による審査は省略できるものとする。

(完了届の提出)

第12条 交付決定者は、申請に係る事業を完了したときは、完了した日から起算して45日以内か当該年度の3月15日のいずれか早い日までに川崎市市内事業者エコ化支援補助事業完了届(第4号様式。以下「完了届」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 精算書
- (2) 工事完成図面及び写真
- (3) 二酸化炭素排出量削減効果実績
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、二酸化炭素排出量削減効果について、原則として1か月以上の実運転による二酸化炭素排出量削減効果実績を提出しなければならない。ただし、省エネルギー型空調設備工事で、夏季又は冬季の運転期間が、工事完了から完了届提出期限までの間がない場合は、二酸化炭素排出量削減効果実績を当該年度の3月15日までに提出すればよいものとする。

3 交付決定者は、完了届提出後の二酸化炭素排出量削減効果についても把握するものとし、市長から要請があったときは、二酸化炭素排出量削減効果の提出に協力するものとする。

(完了検査と補助金額の確定)

第13条 市長は、完了届の提出を受けた後、申請書、完了届及び関係書類に基づき、現地での完了検査を行い、申請書の内容及び決定通知書の条件に適合するかどうかを確認し、適正であると認められるものに対し、交付する補助金額を確定し、確認通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、適正と認められないものに対し、当該補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、市長は、速やかに、申請者に対し補助金額変更の通知をするものとする。

(補助金の請求等)

第14条 交付決定者は、前条の確認通知書を受領した後、速やかに、市長に補助金の適正な請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(設備の管理等)

第15条 補助金の交付を受けた事業者(以下「補助金交付事業者」という。)は、補助の対象となった設備(以下「補助設備」という。)について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって適正に維持管理し、効率的運用を図らなければならない。

2 前項に規定する期間の始期は、第12条の規定により完了検査を行い届出の内容が適正であると認めた日とする。

(処分の制限)

第16条 補助金交付事業者は、補助設備の耐用年数の期間内において、当該補助設備を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(届出の義務)

第17条 補助金交付事業者は、管理期間中に次の各号に該当する事項が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 補助金交付事業者

ア 事務所を移転し、又は名称若しくは代表者を変更したとき。

イ 合併、事業の中止、解散又は強制執行を受ける等重大な事故が生じたとき。

(2) 補助施設

ア 改造、貸与、廃止又は目的以外に使用する等の処分をするとき。

イ 天災、地変その他の理由により、滅失する程度のき損その他の重大な事態が生じたとき。

(補助金の返還)

第18条 補助金交付事業者が次の各号の一に該当するときは、市長は、補助金の交付決定等を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りの申請、報告又は補助金の交付に関して不正の行為があったとき。

(2) この要綱又は補助金の交付条件に違反したとき。

(普及啓発への協力)

第19条 補助団体は、本補助金を活用して整備した事業を含むエコ化支援事業について、積極的に広報し、普及啓発に努め、本市が行う広報事業について協力するものとする。

(暴力団の排除)

第20条 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）及び次の各号に掲げる団体は、補助対象事業者としない。

(1) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

2 市長は、交付の決定を受けた者が、前項の規定に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、必要に応じ申請者又は第9条の交付の決定を受けた者が、第1項の規定に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めのない事項については、他に定めのある場合を除き、環境局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
(川崎市中小企業エコ化支援補助金交付要綱等の廃止)
- 2 川崎市中小企業エコ化支援補助金交付要綱及び川崎市中小企業エコ化支援補助金事業実施要領は、廃止する。ただし、同要綱に基づき補助金を交付した事業者について、この要綱の第15条から第19条までの規定を適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月19日から施行する。

別表

対象事業	
次に掲げる設備を複数整備する事業とする。ただし、新設する事業所については、次の1から3までに掲げる事業を1つ以上整備する事業を対象とする。	
1	太陽光発電設備
2	太陽熱利用設備
3	風力発電設備
4	省エネルギー型空調設備
5	省エネルギー型照明設備
6	省エネルギー型燃焼設備
7	複層ガラス、遮光フィルムその他の空調負荷低減を目的とした建築物外皮
8	デマンドコントローラー及びその附帯設備

第1号様式

年 月 日

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付申請書

(宛先) 川崎市長

住 所 _____
名 称 _____
代表者 _____ 印

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業実施事業所名	
補助事業実施事業所住所	川崎市 区
実施事業	<input type="checkbox"/> (1) 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> (2) 太陽熱利用設備 <input type="checkbox"/> (3) 風力発電設備 <input type="checkbox"/> (4) 省エネルギー型空調設備 <input type="checkbox"/> (5) 省エネルギー型照明設備 <input type="checkbox"/> (6) 省エネルギー型燃焼設備 <input type="checkbox"/> (7) 空調負荷を目的とした低減建築物外皮 <input type="checkbox"/> (8) デマンドコントローラー及びその附帯設備
工事施工予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
補助対象経費総額	円
補助金申請額*	円
添付資料	<input type="checkbox"/> (1) 補助対象事業概要・計画書 <input type="checkbox"/> (2) 事業概算書(見積書) <input type="checkbox"/> (3) 図面(工事に係る部分のみで可、工事内容の分かるもの) <input type="checkbox"/> (4) 二酸化炭素削減効果の算定資料 <input type="checkbox"/> (5) 履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> (6) 役員等氏名一覧表 <input type="checkbox"/> (7) その他()
二酸化炭素排出量	() _____ (t-CO ₂ /年)
削減効果	() _____ (t-CO ₂ /年) () _____ (t-CO ₂ /年) () _____ (t-CO ₂ /年)

※ 補助金申請額は、補助対象経費の総額に4分の1を乗じ、1万円未満を切捨てた額を記入すること。ただし、算出した申請額が200万円を超える場合は、200万円とすること。

第2号様式

年 月 日

川崎市市内事業者エコ化支援補助金変更（中止）申請書

（宛先）川崎市長

住 所 _____

名 称 _____

代表者 _____ 印

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

事業番号	
申請内容	変更 ・ 中止
変更内容 （変更申請の場合のみ 記入）	
変更（中止）の理由	
添付資料	

第3号様式

川崎市指令環地第 号
年 月 日

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付決定通知書

様

川崎市 長

印

平成 年 月 日付け交付（変更）申請のありました川崎市市内事業者エコ化支援補助金について、川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

金

円を交付します。

事業番号	
補助事業実施事業所名	
補助事業実施事業所住所	川崎市 区
実施事業	<input type="checkbox"/> (1) 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> (2) 太陽熱利用設備 <input type="checkbox"/> (3) 風力発電設備 <input type="checkbox"/> (4) 省エネルギー型空調設備 <input type="checkbox"/> (5) 省エネルギー型照明設備 <input type="checkbox"/> (6) 省エネルギー型燃焼設備 <input type="checkbox"/> (7) 空調負荷を目的とした低減建築物外皮 <input type="checkbox"/> (8) デマンドコントローラー及びその附帯設備
補助対象経費総額	円

- ・この交付決定通知は、補助金の交付完了後も大切に保管して下さい。
- ・この交付決定通知に疑義のある場合は速やかに担当部署あて申し出て下さい。
- ・工事完了までに内容等について変更しようとする場合は、速やかに担当部署あて申し出て下さい。
- ・補助金の交付を受けた事業者は、補助の対象となった設備について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数の期間、適正に維持管理し、効率的運用を図らなければなりません。

第4号様式

年 月 日

川崎市市内事業者エコ化支援補助金事業完了届

(宛先) 川崎市長

住 所 _____
名 称 _____
代表者 _____ 印

川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業番号	
補助事業実施事業所名	
補助事業実施事業所住所	川崎市 区
実施事業	<input type="checkbox"/> (1) 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> (5) 省エネルギー型照明設備 <input type="checkbox"/> (2) 太陽熱利用設備 <input type="checkbox"/> (6) 省エネルギー型燃焼設備 <input type="checkbox"/> (3) 風力発電設備 <input type="checkbox"/> (7) 空調負荷低減建築物外皮 <input type="checkbox"/> (4) 省エネルギー型空調設備 <input type="checkbox"/> (8) デマンドコントローラー及びその附帯設備
工事施工期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
補助対象経費総額	円
補助金交付決定額	円
添付資料	<input type="checkbox"/> (1) 精算書 <input type="checkbox"/> (2) 工事完成図面及び写真 <input type="checkbox"/> (3) 二酸化炭素排出量削減効果実績 <input type="checkbox"/> (4) その他 ()
二酸化炭素排出量 削減効果	() _____ (t-CO ₂ /年) () _____ (t-CO ₂ /年) () _____ (t-CO ₂ /年) () _____ (t-CO ₂ /年)

第5号様式

川環地第 号
平成 年 月 日

(名称)
(代表者) 様

川崎市長 印

川崎市市内事業者エコ化支援補助金について（通知）

平成 年 月 日付け川崎市指令環地第 号で決定した補助金については、事業完了届等に基づき審査した結果、金 円に額の確定をしたので、川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき通知します。

(環境局地球環境推進室 担当)
電話 044-200-2545